



# 騒音・振動測定をお任せ下さい

騒音・振動測定・評価を行い、必要に応じて防止対策等をご提案いたします。

## 当センターが提供するサービス

当センターの豊富な経験と実績を活かして、ISO の環境管理や近隣住民からの苦情対応といったお客様のニーズとそれぞれの現場の状況を踏まえた測定計画を立案し、騒音・振動測定の実施とその結果の評価まで行います。

騒音・振動の特殊な解析、防止対策等についても、お気軽にご相談ください。

### 騒音測定・評価

- ・工場騒音
- ・特定建設作業騒音
- ・環境騒音
- ・道路交通騒音



図 騒音測定の場合

### 騒音・振動の周波数分析

- ・1/3 オクターブバンド周波数分析
- ・超低周波音、低周波音の測定
- ・地盤卓越振動数の測定
- ・FFT 周波数分析（騒音発生源の特定などに有効）

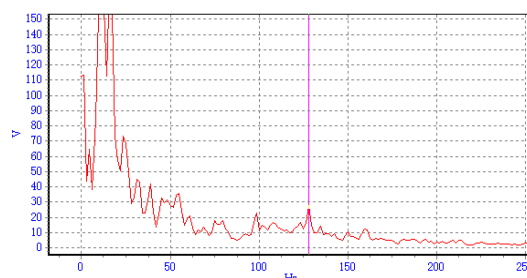


図 FFT 周波数分析の場合

### 振動測定・評価

- ・工場振動
- ・特定建設作業振動
- ・環境振動
- ・道路交通振動



図 振動測定の場合

### 騒音・振動の防止対策及び予測・評価

- ・騒音・振動防止対策の検討
- ・環境影響評価における予測・評価

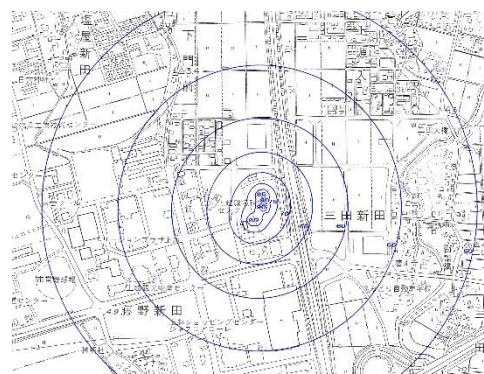


図 騒音シミュレーションの場合

## 特定工場等における騒音規制の概要

著しい騒音を発生する施設（機械プレスや送風機など）を設置する特定工場等の敷地境界線上において、騒音の規制基準が定められています。

区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
第1種区域	50 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第2種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域  
 第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域  
 第3種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を保持するため、騒音の発生を防止する必要がある区域  
 第4種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

注) 上表は新潟県内における規制基準値

## 特定建設作業における騒音規制の概要

著しい騒音を発生する作業（特定建設作業）をとまなう建設工事の敷地境界線上において、騒音の規制基準等が定められています。

### 【特定建設作業の種類】

1. くい打ち機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）またはくい打・くい抜機（圧入式くい打・くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガと併用する作業を除く。）
2. びょう打機を使用する作業
3. さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45㎡以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6. バックホウ（騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）別表第2第6号に規定する環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業
7. トラクターショベル（騒音規制法施行令別表第2第7号に規定する環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業
8. ブルドーザー（騒音規制法施行令別表第2第8号に規定する環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業
9. コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

### 【規制の概要】

敷地境界地点の騒音レベル	85 デシベル以下
作業禁止時刻	① 午後7時～翌午前7時まで
	② 午後10時～翌午前6時まで
1日当たりの作業時間	① 10時間以内
	② 14時間以内
同一場所における作業期間	連続して6日以内
日曜・休日における作業	禁止

<地域の区分>  
 ① 第1種区域、第2種区域及び第3種区域と第4種区域のうち、学校・保育所・病院、患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内  
 ② 上記、1号区域以外の区域

## 特定工場等における振動規制の概要

著しい振動を発生する施設（機械プレスや圧縮機など）を設置する特定工場等の敷地境界線上において、振動の規制基準が定められています。

区域の区分	昼間	夜間
第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域  
 第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある地域

注) 上表は新潟県内における規制基準値

## 特定建設作業における振動規制の概要

著しい振動を発生する作業（特定建設作業）をとまなう建設工事の敷地境界線上において、振動の規制基準等が定められています。

### 【特定建設作業の種類】

1. くい打ち機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）またはくい打・くい抜機（圧入式くい打・くい抜機を除く）を使用する作業
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3. 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）
4. ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）

### 【規制の概要】

敷地境界地点の振動レベル	75 デシベル以下
作業禁止時刻	① 午後7時～翌午前7時まで
	② 午後10時～翌午前6時まで
1日当たりの作業時間	① 10時間以内
	② 14時間以内
同一場所における作業期間	連続して6日以内
日曜・休日における作業	禁止

<地域の区分>  
 ① 振動規制法第3条の規定により指定された区域のうち、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域、住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域、住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域、学校・保育所・病院、患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内  
 ② 上記、1号区域以外の区域

## 一般財団法人 上越環境科学センター

環境計量証明事業新潟県知事登録第環 17号（音圧レベル）

環境計量証明事業新潟県知事登録第環 34号（振動加速度レベル）

〒942-0063 新潟県上越市下門前 1666 番地

お問い合わせ窓口：計画調査課

TEL：025-544-5021 FAX：025-545-2498

お問い合わせ窓口：業務課

TEL：025-543-7664 FAX：025-543-7882

E-mail：（総合）info@jo-kan.or.jp

URL：https://www.jo-kan.or.jp

